

農政時流

第40号

平成28年6月1日発行

(一社)宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4・17

TEL / 022・275・9164

E-MAIL / 04miyagi@nca.or.jp

- 1面：一般社団法人宮城県農業会議の発足に当たって
 2面：農業委員会ネットワーク機構に期待すること
 　：農地利用の最適化推進へ農地中間管理事業
 　との連携促進を
 3面：第86回宮城県農業会議通常総会を開催
 　：一般社団法人宮城県農業会議（農業委員会
 　ネットワーク機構）の組織機構図

- 4面：新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が誕生
 　：農地利用最適化推進指針の策定に向けて
 5面：新しい農地転用処理の流れ
 6面：全国農業新聞の普及推進・農業委員会だより
 　コンクール
 　：平成28年度(一社)宮城県農業会議定例行事の
 　開催日程

一般社団法人宮城県農業会議の発足に当たって

(一社)宮城県農業会議 会長 中村 功

東日本大震災の発生から5年の歳月が経過し、ようやく復旧・復興の姿が目に見える状況となって参りました。

一方、農業・農村全般に目を転ずれば、担い手の減少や高齢化が急速に進行するとともに、中山間地域を中心に県内では遊休農地の発生面積が一万㌶を超えるなど、荒廃農地の発生が加速化しています。また、昨年10月に大筋合意したTPP（環太平洋連携協定）交渉では、本年2月に「協定調印」が行われ、農業関係者にとって、参議院選挙後の国会における審議やアメリカをはじめ参加各国における批准作業の動向等について、不安を隠しきれない状況にあります。

改正農業委員会法に関する全国農業新聞4月1日号

こうした中、改正農業委員会法や農地法等が昨年9月に公布され、本年4月1日に施行されました。改正農業委員会法では、新しい農業委員会体制への円滑な移行をはじめ、農業委員会ネットワーク機構として、農地利用の最適化に関する取組の重点化など新たな展開が求められています。特に、農地利用の最適化では、本県の推進目標である、担い手に耕地面積の9割を集積する農業構造の確立を目指して、農地中間管理機構等を活用しながら農地集積を加速化させる必要があります。

このため、農業委員会組織に対しても、農地台帳の整備・公表、農地の利用状況・意向調査の計画的実施と農地の利用調整活動の取組強化が期待されています。また、組織体制についても、4月早々、3町の農業委員会が新体制へ移行しましたが、平成30年7月までに県内34の農業委員会が、順次新体制へ移行することとなっています。

60年ぶりの農業委員会法の抜本的な改正や国内外の情勢変化等により、農業委員会を取り巻く環境は新たな局面を迎えたが、「農業委員や最適化推進委員は農業者の公的な代表」であることの使命を忘ることなく、「農地」と「担い手」業務を主体に、これまで以上に取り組みを強化していく必要があります。

この4月1日から一般社団法人となった宮城県農業会議は、農業委員会ネットワーク機構として市町村農業委員会及び全国農業会議所はもとより、県当局、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら活動して参りますので、皆様方にはこれまで同様、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

謹んでお見舞い申し上げます。

このたびの熊本地震により被災されました
 皆様に心よりお見舞い申し上げます。
 一日も早く復旧・復興されますようお祈り
 申し上げます。

平成二十八年六月
 一般社団法人 宮城県農業会議
 会長 中村 功

農業委員会ネットワーク機構に期待すること



宮城県農林水産部 部長 後藤康宏

宮城県農業会議及び各市町村農業委員会におかれましては、日頃より、担い手の育成や農地の利用調整、耕作放棄地の解消等の「農地利用の最適化」に取り組むなど、本県農政の推進に特段の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回改正された農業委員会法では、「農地利用の最適化」をより積極的に推進するため、担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消などの業務を法令化、農業委員の選出方法を従来の公選制から市町村長の任命制に変更、担い手への農地利用の集積や耕作放棄地の発生防止等の現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」の新設、などの農業委員会改革が行われました。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所については、農業委員会相互の連絡調整、農地利用最適化の優良事例の横展開、農業委員等に対する講習及び研修などの農業委員会に対する様々なサポート等を目的とした「農業委員会ネットワーク機構」へと移行する大きな法改正が行われたことから、宮城県農業会議を、県農業委員会ネットワーク機構として指定させて頂きました。

特に、今回の法改正は、農業委員の選任方法が公選制から市町村長による任命制に大きく変わるなど、農業委員会制度が発足して以来最も大きな改革でありますので、全ての農業委員会が円滑に新体制に移行可能となるよう、農業委員会ネットワーク機構としての宮城県農業会議による的確なサポートに大いに期待する次第です。

農地利用の最適化推進へ農地中間管理事業との連携促進を

宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社 理事長 高橋正道

2015農林センサスによれば本県の農業経営体数は38,872で、この10年で4割減少し、基幹的農業従事者の平均年齢は67歳となっております。これまで統計の結果が出るたびに農業従事者の減少、高齢化が言われてきましたが、改めて今が地域農業の持続・発展のための農地のリレーゾーンであることを思い知らされます。

一方、経営規模別経営体数は、5年前と比較し10戸以上層で増加、それ未満では減少していること、5戸以上の経営体が全体の1割を超えたこと等から、着実に農地が担い手へ動いていることが分かります。このことは、永年にわたって農地流動化を担ってこられた農業委員会、市町村や農業団体の皆様の大きな成果であり、今後の確かな方向付けとなるものと考えます。

今般の農業委員会法改正では、これまで取り組んでこられた農地の利用集積、遊休農地の発生

防止と解消、新規参入の促進といった活動が、農地利用の最適化のための実践活動として改めて位置づけされました。

農地を動かしていくためには、「人・農地プラン」のもと地域の実情に沿った推進活動が重要となります。農地中間管理機構としましても地域コーディネーターを増員して一層きめ細かな対応をしていくこととしており、各農業委員会との密接な連携をいただくことで、より効果的な推進活動ができ、未来に向けた農地のリレーが円滑にできるものと考えます。

農業委員会組織の皆様の農地利用最適化の実践活動を進める上でも、農地中間管理事業との連携、活用についてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



第86回宮城県農業会議通常総会を開催



総会で挨拶する中村会長

去る3月16日(水), 仙台市の「ホテル白萩」を会場に, 第86回宮城県農業会議通常総会を開催いたしました。

主催者を代表して中村会長より「今回をもって『宮城県農業会議』としての総会は最後になる。4月からは改正農業委員会法に基づき農業委員会ネットワーク機構『一般社団法人宮城県農業会議』となる。については、県をはじめ関係団体との密接な連携により、農地法をはじめとする法定業務はもとより農業者への経営支援を強化していくので、宜しく協力願いたい。」旨、挨拶がありました。

議事では、第1号議案の「平成27年度収支予算の補正について」から第7号議案の「宮城県農業会議会則及び規程の廃止」まで、慎重審議を頂き、

原案通り承認されました。

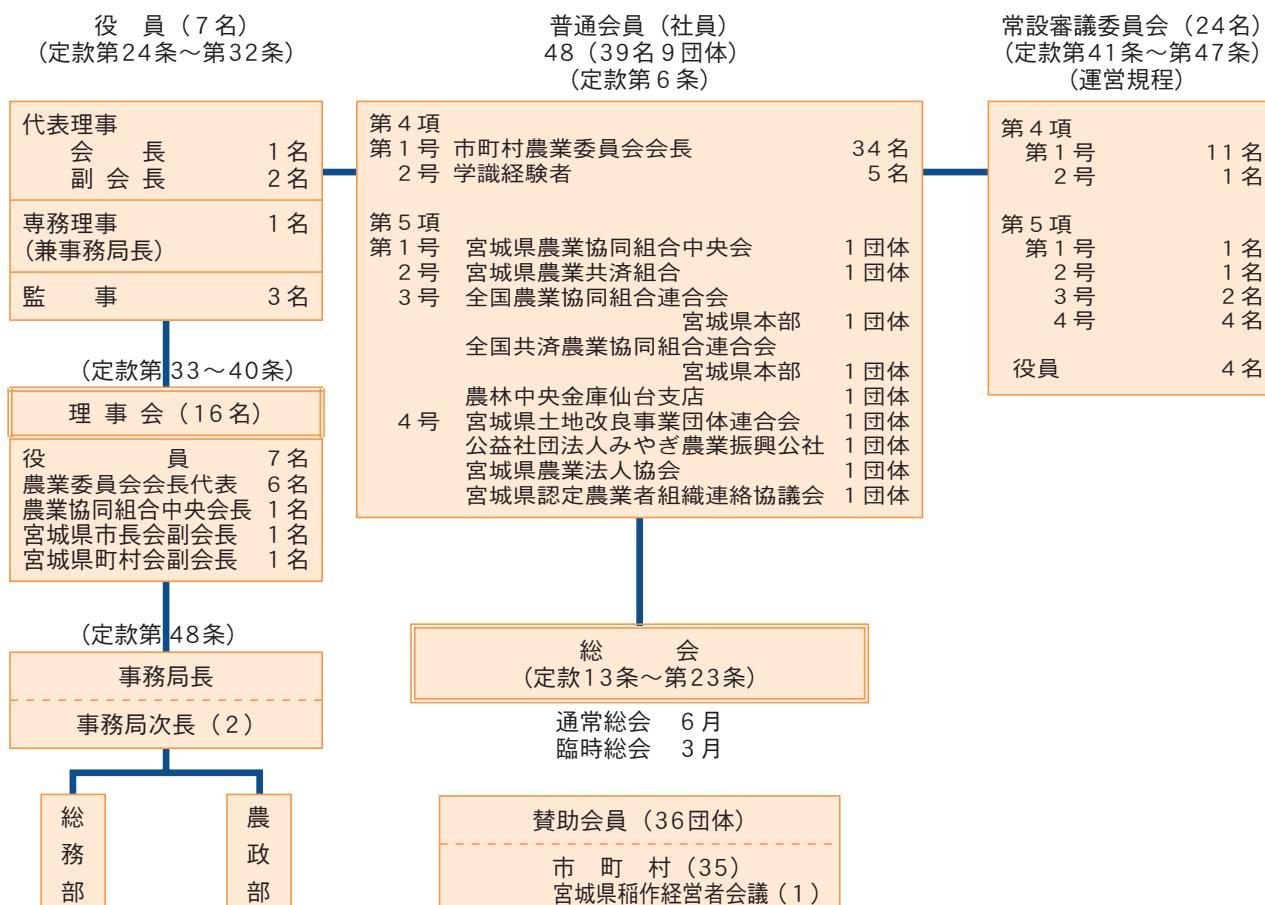
また、協議事項として「TPP交渉に関する要請(案)」を、報告事項として「国家戦略特区での農地所有(農業生産法人の出資要件の緩和)に関する緊急要請」についても、全会一致で承認を頂き、総会を終了しました。

〔平成28年度事業計画 活動事項〕

- 農業委員会相互の連絡調整、農業委員等に対する講習・研修の実施
- 農地に関する情報の収集・整理、農地等の確保及び有効利用の推進支援
- 農業への新規参入支援、法人化の推進・支援、農業経営合理化のための支援
- 担い手の組織化・運営への支援
- 農業一般に関する調査及び情報提供活動
- 農地法等に基づく機構業務の適正な運営
- 関係行政機関等に対する意見の提出

一般社団法人宮城県農業会議(農業委員会ネットワーク機構)の組織機構図

〔平成28年4月1日現在〕



新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が誕生

改正農業委員会法が施行され、県内では4月1日に村田町と加美町が、4月18日には川崎町において新しい農業委員が各町長さん方より任命されました。また、新設された農地利用最適化推進委員につきましても、4月の総会等において農業委員会の会長さんから委嘱状が交付されました。その結果、3町合わせて新しい農業委員36名、最適化推進委員24名が活動をスタートしております。

今回の法改正のねらいは「農地利用の最適化」にあります。これを受け、農業委員の主な業務は、



川崎町小山町長 新農業委員への任命式

農地利用最適化推進指針の策定に向けて

本年4月11日より改正農業委員会法が施行され、県農業会議及び全国農業会議所は知事や農林水産大臣からの指定法人「農業委員会ネットワーク機構」として新たなスタートを切りました。改正法で位置づけられた機関の主要業務は、農業委員会の法令業務とされた「農地利用の最適化の推進」が実効ある取り組みになるよう支援を行うことになりました。

農業委員の身分保障は「旧法」で、農業委員会活動は「新法」でということになります。

農業委員会法第7条第1項に位置づけられた「農地利用最適化の推進に関する指針」は、当該地域の農地利用の将来ビジョンを描くもので、早期の「指針」策定に努めることになりました。

「指針」には 遊休農地の解消、 担い手への農地利用集積、 新規参入の促進の3点につい

農地の貸借・売買の許可、 遊休農地に対する勧告や非農地判断、 農地転用許可の申請、 そして新たに「農地利用最適化推進指針」の作成と関係行政機関への意見提出となります。

また、 最適化推進委員は各担当地区において、 農地利用の集積や耕作放棄地の発生防止・解消など、 具体的な活動を実践することになります。



川崎町農業委員会大松会長から最適化推進委員への委嘱状交付

委員の皆様には、 それぞれの役割のもと現場目線で活動されることを期待いたします。

なお、 本会においても、 新しく農業委員や最適化推進委員に選任された方々を対象に研修会の開催を予定しておりますので、 是非ともご参加いただくようお願いします。

て、 具体的な達成目標と取り組み方法を定めます。

なお、「指針」の策定は農地利用最適化推進委員を設置する農業委員会において推進委員の委嘱後、 速やかに策定することが求められています。

「指針」の策定又は変更する際には、 農業委員会は推進委員の意見を聞くことが義務づけられています。

目標設定について、 農地利用最適化交付金の配分方法の「成果実績払い」は、 目標に対し何%達成したかになりますので、 十分な論議の上、 設定する必要があります。特に農地集積目標については、 宮城県として「県基本方針」や「県農地中間管理事業」では10年後9割を掲げていますが、 今年6月に改訂される「市町村基本構想」の目標と整合をとることが必要になります。

地域条件にもありますが、 長期目標としては、 当然、 推進委員を置かなくても良い基準である耕作放棄地率1%以下、 農地集積率70%以上を目指すことになります。

新しい農地転用処理の流れ

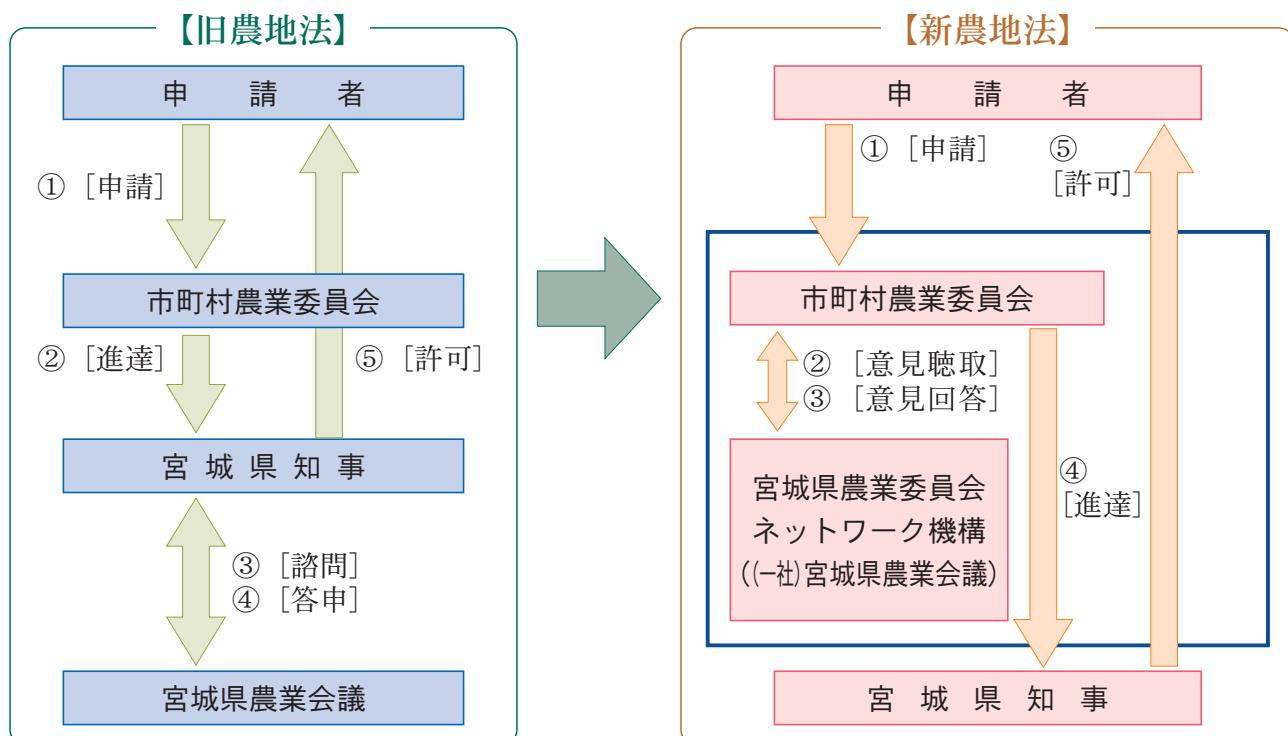
「農業委員会等に関する法律」の改正にともない「農地法」も一部改正され、農地転用事務についても新しい制度となりました。

旧農地法では、許可権者である宮城県や権限委譲市町村から、転用申請全案件について農業会議へ意見聴取を行なうことが定められていましたが、改正農地法では基本的()に同一の事業の目的に供する30アールを超える農地について、農業委員会が意見聴取を行うことになります。これにより、30アール以下の農地については意見聴取の必要がなくなり、また、申請から許可までの期間も若干短くなります。

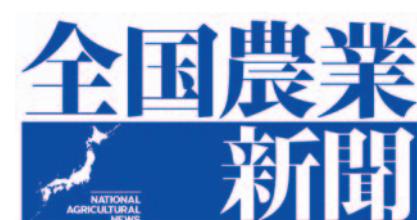
また、意見聴取以外でも地方分権一括法の改正があり、旧制度で4ヘクタールを超える農地の転用は国が許可権者でしたが、新制度では国と県で協議をしたうえで都道府県知事許可となる等の権限移譲が図されました。

農業会議としては、意見聴取を受ける農地の転用について、これまでの全案件から30アールを超える案件に変更となりましたが、その分、一件当たりの重要性は増すことから、その役割を十分に果たせるよう取り組んでまいります。

〔フローチャート〕



30アール以下の農地の農業会議への意見聴取は任意（農業委員会が必要と認めるとき）です。



全国農業新聞の普及推進・農業委員会だよりコンクール

この4月から施行された改正農業委員会法の中で、全国農業新聞・全国農業図書等の情報提供活動は、農業委員会の所掌事務として第6条第3項第2号に「農業一般に関する調査及び情報の提供」と引き続き明記されております。

特に、今回の改正で必須業務になった「農地利用の最適化」を達成するためには、農業者を始め関係機関・団体等に、優良事例の紹介等の横断的な情報提供活動が、何よりも重要であります。

その方法として、全国農業新聞・全国農業図書の普及推進を位置づけ、農業委員会活動に対し、一人でも多くの理解者・支援者を増して、必須業務である「農地利用の最適化」を達成し、活動の見える化を推進する必要があります。

さらに、情報提供活動のもう一つの柱である「農業委員会だより」の発行において、「第22回全国コンクール」に本県代表で応募した大崎市農業委員会が、4月に東京で開催されました全国情報

会議で「全国農業新聞特別賞」を受賞しました。おめでとうございます。

県内では、34農業委員会のうち16農業委員会で発行されておりますが、まだ、発行していない農業委員会では、重要な活動の一つであります「全国農業新聞・全国農業図書の普及推進」と併せて、是非とも「農業委員会だより」の発行を行い「農業委員会活動の見える化」に努めて頂きますようお願いします。



全国農業会議所二田会長より表彰を受ける大崎農業委員会鈴木悟会長

☆お知らせ☆

平成28年度(一社)宮城県農業会議 定例行事の開催日程

行 事 名	常設審議委員会	若年者就農相談会	定例就農相談会
開 催 場 所	仙 台 市 ホテル白萩 会 議 室	仙 台 市 マークワンビル12階 「みやぎジョブカフェ」	仙 台 市 県仙台合同庁舎6階 601 会議室
開 催 時 間	13:30~	10:00~18:30	13:00~16:00
平成 28 年 6 月	15日(水)	9日(木)	21日(火)
7月	14日(木)	14日(木)	19日(火)
8月	17日(水)	※10日(水)	16日(火)
9月	14日(水)	8日(木)	20日(火)
10月	17日(月)	13日(木)	18日(火)
11月	15日(火)	10日(木)	15日(火)
12月	14日(水)	8日(木)	20日(火)
平成 29 年 1 月	17日(火)	12日(木)	17日(火)
2月	15日(水)	9日(木)	21日(火)
3月	15日(水)	9日(木)	21日(火)

※8/11(木)は休日のため8/10(水)に変更

●編集後記●

►この4月、改正農業委員会法が施行されました。本県では、3町において条例の改正や規則の制定、評価委員会の設置・運営、そして議会の同意手続きなどに大変苦労されたと伺っております。さて、新しい農業委員会の役割・任務ですが、そのねらいは「農地の集積・集約化」「耕作放棄地発生防止・解消」、そして担い手となる農業法人や新規就農者等の「新規参入の促進」にあります。農地というフィールドに立ち、地域での情報収集と話し合いを通じ、現場目線での農業振興に取り組んでいく必要があります。

【農子】